

約20年ぶりに新紙幣が発行されました。「新紙幣と交換する」「旧紙幣を持っていることは犯罪」などと言って、お金をだまし取ろうとする詐欺に注意しましょう。

【事例】

- 金融機関の職員を名乗る男性が来訪し「旧紙幣は7月で使えなくなり、8月以降も持っているとは犯罪になる。新紙幣と交換するので、家にある旧紙幣を預かる」と言われ、不安になり500万円を預けた。その後、男性は戻らず、金融機関に電話したところ、詐欺だと分かった。
- 日本銀行から依頼されたという調査会社から電話があり「新紙幣の発行枚数を決めるために調査している。貯金額や住所を教えてほしい」と言われ、教えてしまった。後日、高額な布団の購入やリフォーム工事を持ちかける訪問勧誘が立て続けにあった。

アドバイス

- 新紙幣発行後も、旧紙幣は使用できます。
- 金融機関などを名乗り、新紙幣の発行に便乗して、紙幣を預かろうとしたり、個人情報を出そうとしたりするのは詐欺です。
- 事例以外にも「新紙幣の偽札調査」「指定口座に振り込めば新紙幣と交換する」「キャッシュカードの更新」などと理由を付けて、お金や個人情報をだまし取ろうと



する詐欺が発生しています。

- 不審な電話や訪問があったら、その場で対応せずに、家族や旭警察署(☎64-0110)、警察相談専用電話(☎#9110)に相談しましょう。
- 不安に思ったら、消費者ホットライン(☎188)や消費生活センターに相談してください。

岡旭市消費生活センター(☎63-7272)・相談直通電話(☎62-8019)